商品概要説明書　西日本シティ銀行

（平成30年1月4日現在適用中）

1. 商品名	・退職金専用定期預金
2. ご利用いただける方	・退職金お受取り後1年以内の個人のお客さまで、「NCBポイントサービス」会員（※）のお客さま。 （退職金お受取り日の12カ月後の月の最終銀行営業日までお取扱い可能） ※「NCBポイントサービス（年会費・入会費無料）」は、既にお申込み済の方も対象となります。
3. 対象商品	スーパー定期／スーパー定期300
4. 期間	1年
5. お預入れ方法 (1)お預入れ方法 (2)お預入れ金額 (3)お預入れ単位	 ・一括してお預入れいただきます。 ・100万円以上、「退職金受取額」の範囲内。 ・1,000万円以上のお預入れの場合は、1明細100万円以上1,000万円未満の複数明細になります。 ・1円単位。
6. 払戻し方法	・満期日以降に一括して払戻しいたします。
7. 利息 (1)適用利率 (2)利払い頻度 (3)計算方法	 ・お預入れ時の1年ものスーパー定期またはスーパー定期300の店頭表示利率に、当行が定める上乗せ利率を加算した利率を約定利率として満期日まで適用いたします。 なお、金利の上乗せは初回満期日までとし、自動継続後の適用利率は、自動継続日の同一預入期間のスーパー定期またはスーパー定期300の店頭表示利率となります。 ・満期日以降に一括してお支払いいたします。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割り計算を行います。
8. 税金	・平成25年1月1日から平成49年12月31日までにお受取りになる利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315％の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 ・マル優ご利用の場合は非課税です。
9. 手数料	－－－－－－－－－－
10. 付加できる特約事項	・マル優のお取扱いができます。 ・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 貸越限度額　他の定期預金担保分を合算した金額の90% （最高500万円まで） 貸越利率　担保定期預金の約定利率＋0.5%
11. 期日前解約時のお取扱い	・満期日前に解約する場合には、以下の期限前解約利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって計算した利息とともに払戻しいたします。 ① 6ヵ月未満　解約日における普通預金の利息 ② 6ヵ月以上1年未満　約定利率×50%
12. 金利情報の入手方法	・店頭備え付けの金利表示ボードおよびインターネット上のホームページをご覧いただくか、または店頭にお問い合わせください。
13. その他	・この預金の満期後に、再度本預金にお預入れいただくことはできません。 ・期日後利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算いたします。 ・この預金は預金保険の対象商品になっています。同制度の範囲内で保護されます。 ・金融情勢等により、予告なく取扱い内容等を変更する場合や取扱いを中止する場合があります。 ・本定期預金お申込時に「退職所得の源泉徴収票」「退職支給明細書」「退職金振込通帳」など退職金のお受取日と金額が確認できる書類（原本）のご提示と写しをいただきます。 ・お預入れは福岡県内の店舗および中津・日田・鳥栖・唐津・下関・宇部支店でお取扱いいたします。
14.当行が契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先　全国銀行協会相談室 電話番号　0570-017109　または　03-5252-3772